

足立区議会各種委員長会運営規程

(平成20年12月10日区議会議長訓令甲第4号)
改正 平成25年3月1日区議会議長訓令甲第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、足立区議会会議規則(昭和31年9月26日区議会議決)第126条の規定により設けた足立区議会各種委員長会(以下「各種委員長会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 各種委員長会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の一般的な運営に関し協議又は調整を行うものとする。

(構成員)

第3条 各種委員長会の構成員は、議長、副議長、委員長及び各会派の代表者とする。

(招集)

第4条 各種委員長会は、議長が招集し、主宰する。

(議長の職務代行)

第5条 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

(開催)

第6条 各種委員長会は、第3条に規定するすべての構成員が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、各種委員長会の運営に関し必要な事項は、各種委員長会が定める。

付 則

この規程は、平成20年12月10日から施行する。

付 則 (平成25年3月1日区議会議長訓令甲第2号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。